

令和8年度都島区小学生サポート事業業務委託 募集要項(公募型プロポーザル)

1. 案件名称

令和8年度都島区小学生サポート事業業務委託

2. 業務の内容に関する事項

(1) 事業の目的と概要

本事業は、経済面や家庭環境に課題を抱える小学生をサポートするため、学習支援・悩み相談を行う居場所を区内9地域に開設し、学習意欲の向上や学習習慣定着のほか、生活面における不安解消にも取り組むことで、子どもを支える環境の充実を目的とするものである。

今般、その目的を達成するため、子どもの居場所等民間団体の持つ、教育・福祉に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

具体的な内容については、別紙「仕様書」を参照のこと。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 10,776,139 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約日～令和9年3月31日

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、全て契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則に基づき、仕様書及び企画提案書により委託契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。

また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

本市は、受注者から受けた月次報告書（業務完了時の業務実施報告書）に基づき、必要な検査を行い、当該検査に合格した部分について、受注者からの請求により30日以内に支払うこととする。

請求できる金額は、契約金額を居場所の年間総回数で除した金額に、検査に合格した開催回数を乗じた金額（端数は初回実施分に含める）とする。ただし、この請求は月1回を超えることができない。

(3) 契約保証金

契約保証金：免除

保証人：否

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 国・地方公共団体でないこと
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (3) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）もしくは政党を推薦、支持もしくは反対することを目的とした団体でないこと
- (6) 国税及び大阪市税の未納がないこと
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと

5. スケジュール

・ 公募開始	令和8年1月5日（月）
・ 質問受付締切	令和8年1月9日（金）
・ 質問に対する回答（ホームページ掲載）	令和8年1月16日（金）
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和8年1月22日（木）
・ 企画提案書の提出期限	令和8年2月5日（木）
・ 選定委員会（プレゼンテーション審査）	令和8年2月19日（木） 予定
・ 選定結果通知	令和8年2月26日（木） 予定

6. 応募手続き等に関する事項

受付時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時～午後5時30分（正午から午後1時を除く）とする。

なお、申請書類等については、本市ホームページよりダウンロードすること。

(1) 質問の受付

ア 受付締切：令和8年1月9日（金）

イ 提出書類：【様式第4号】質問票に記載し、miyakojima-kyoiku@city.osaka.lg.jp あて
電子メールにより提出すること。

※電子メールが届いているか、必ず電話（06-6882-9944）で確認すること。

ウ 回答方法：令和8年1月16日（金）、本案件のホームページ下部に追記することにより
公開します。

（公開URL）

https://www.city.osaka.lg.jp/templates/proposal_hattyuannkenn/miyako_jima/0000663432.html

(2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ア 受付期間：令和8年1月22日（木）午後5時30分まで
イ 提出書類：次の必要書類（各1部）
ただし、大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、(イ)～(ケ)の書類を省略可とする。
ウ 提出方法：直接持参
エ 提出場所：都島区役所 保健福祉課（こども教育）2階23番窓口
オ 参加資格決定通知送付：令和8年1月27日（火）

参加申請における必要書類
(ア) 参加申請書（様式第1号）
(イ) 誓約書（様式第2号）
(ウ) 法人等の概要（様式第3号）
(エ) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書、個人の場合は住民票（提出日から3か月以内に発行：写し可）
(オ) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表またはこれに類する書類（直近1か年分。ただし、半年決算の場合は2期分）
(カ) 印鑑証明書。個人の場合は印鑑登録証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）
(キ) 使用印鑑届（様式第6号）
(ク) 税務署が発行する納税証明書（様式その3、提出日前3か月以内に発行：写し可）。非課税の場合は、その旨を記載した理由書
(ケ) 令和7年度の市町村民税及び固定資産税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）非課税または固定資産税の対象となるものがない場合は、その旨を記載した理由書
※個人の場合、(ウ)及び(オ)は不要

(3) 企画提案書の提出

- ア 受付期間
参加決定通知を受け取った日から令和8年2月5日（木）午後5時30分まで
イ 提出書類等
応募事業者は、次の「ウ 企画提案書等の内容」及び「エ 危機管理体制について」に基づき、書類一式の正本1部、副本7部（副本は複写可）の計8部を提出すること。
なお、副本には提案事業者名の記載は行わないこととする。また、事業者名や事業者を特定できる箇所（所在地・代表者氏名・ロゴマーク等）について、パンフレット等で法人名等が印刷されたものを使う場合でも、副本にはマスキングの処理を行うこと。
プレゼンテーションにおいて、当提出書類以外の資料を使用または配付することは認められない。なお、企画提案書受理後に事業者名等の記載が判明した場合は、本市にて黒塗り等を行う場合がある。
ウ 企画提案書等の内容
企画提案書は、A4判・10ページ以内で作成し、企画提案書（様式第5号）に添付して提出すること。その際、様式は自由とするが、下部にページ番号を記載すること。なお、正本のみ、各ページ右上に提案事業者名を記載すること。

また、必要記載事項は、次のとおりとする。

(ア) 目的・概要

(イ) 業務内容（スケジュール・手法・体制）

(ウ) 経費内訳及び積算根拠

(エ) 効果検証と分析

(オ) 類似する過去実績※1

※1 類似する過去実績として過去の事業チラシ等を添付する場合は、企画提案書のページ数に算入する。類似する過去実績がない場合はその旨を記載する。

エ 危機管理体制について

新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症拡大時には必要な処置を講ずるほか、都島区防災マップ、避難所等の防災情報をふまえ、気象警報の発令・災害・事故等の発生、不審者の侵入といった危機事象のほか、事業運営上突発的に発生するトラブル等、対処を要すると想定される事項について、組織的な管理体制の内容をA4・1ページ（様式自由。正本のみ、右上に事業者名を記載。企画提案書の10ページに含まない）で提出すること。

オ 提出方法

直接持参により提出すること。

カ 提出場所

都島区役所 保健福祉課（こども教育）2階23番窓口

7. 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的、公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア 目的適合性：業務目的等を十分に理解しており、業務遂行にあたっての課題や解決手法等が的確に示されているか。【20点】

イ 企画力

(ア) 計画性：実施スケジュールが具体的かつ的確に計画されており、かつ実施手順が妥当性を有しているか。【15点】

(イ) 専門性：事業に適合した専門性を有しているか。【20点】

(ウ) 効果検証：本業務の効果を測るための検証方法等が的確であるか。【10点】

ウ 効率性：収支計画や費用積算根拠が具体性及び妥当性を有しているか。【10点】

エ 組織力

(ア) 組織形態：提案した業務を確実に遂行できる組織形態を有しているか。【10点】

(イ) 過去実績：本業務に類似する過去実績を豊富に有しているか。【5点】

(ウ) 危機管理：安全・危機管理の体制が具体的かつ的確に計画されているか。【10点】

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、学識経験者等で構成する「都島区小学生サポート事業受注者選定委員会」が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ 選定委員会（プレゼンテーション審査）

(ア) 開催日時：令和8年2月19日（木）予定

詳細は、企画提案書を提出した事業者宛てに通知する。

- (イ) 場所：大阪市都島区中野町2丁目16番20号
都島区役所 会議室
※Microsoft Teams等を用いたウェブ会議形式とする場合がある。
- (ウ) 出席人数：1事業者につき、2名までとする。
- (エ) 内容・方法：事業者は、6(3)に示す企画提案書を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。1事業者あたりプレゼンテーション15分以内、質疑応答15分程度とする。
なお、資料の追加・変更は認められない。
また、選定委員会を欠席した場合は、選定から除外する。
- エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者を受注者に決定する。ただし、最高点の事業者が複数ある場合は、審査項目の「企画力（専門性）」の得点が高い方を上位とし、さらに「企画力（専門性）」が複数事業者で同点の場合、審査項目の「企画力（計画性）」の得点が高い方を上位とする。また、最高点が60点未満であった場合、契約締結事業者は該当なしとする。

(3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
オ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8. その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 期限後の提出、差替え等は認めない。
- (6) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (7) 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和8年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。

9. 提出先、問合せ先

〒534-8501 大阪市都島区中野町2丁目16番20号
大阪市都島区役所 保健福祉課（こども教育）
担当：栗田・萩原
電話：06-6882-9944 ファックス：06-6352-4584
電子メール：miyako.jima-kyoiku@city.osaka.lg.jp